# 特集・自動車化と道路・交通問題 大都市交通体系の確立と 展望



蔵園 進

昭和35年頃から本格化した日本経済の高度成長は、大都市の人口集中をもたらすとともに、自動車産業の飛躍的発展による"くるま社会"をもたらした。かくて、都市交通は多くの問題に直面し、早急な解決をせまられている。通勤・通学のラッシュ、道路混雑、シビル・ミニマムの達成、財政再建などがそれである。

これらの問題は個々別々のものではない。それらは1つの基本的な問題として,これからの都市交通のあるべき姿のもとで吟味されなくてはならない。われわれの日常生活に深く根ざした交通サービスのあり方を,われわれの問題として追求しなくてはならない。

都市交通に関しては,これまでにも多くの見解が 発表された。最近では,運輸政策審議会の「総合 交通体系に関する中間報告」<昭和45年12月>, 同じく「総合交通に関する答申」 <昭 和46年7 月>,運輸政策懇談会都市交通部会中間報告「大 都市市街地交通のあり方とその実 現 方 策 につい て」<昭和45年6月>,都市交通整備調査会「都 市交通整備推進に関する第2次提案」 <昭和45年 12月>,公営交通問題研究会「大都市交通当面の 対策についての報告」 <昭和46年4月>などがあ る。このほかにも、建設省あるいは大蔵省あたり でも研究されているのではないかと思われる。 この小論では,これらの研究成果に依拠しながら 議論を進めていきたい。その場合におことわりし ておきたいことは,各種交通機関の機能を強調す るだけではなく、そのような機能を発揮している 主体=交通企業をどうするかということが重要で ある。路面電車にしても, その機能を強調しても ついに撤去の方向へ大きく傾いてしまったこと は、この種の議論にとって大きな教訓となる。機

能と主体とは、主体あっての機能であるし、機能

を主観的にのみ判断することは誤謬を犯すことに なる。したがって、われわれにとって必要な交通 体系とその維持方策とは表裏一体となっている。 私は以下この両面から都市交通問題への接近を試 みよう。

#### 2-----大都市交通体系の再編成

運輸政策審議会の総合交通体系に関する答申が最 近発表された。総合交通体系についてはすでに従 来からとりあげられていた。経済企画庁が昭和36 年に公表した「総合的交通体系」では、所得倍増 計画および全国総合開発の一環として総合的交通 体系を問題にした。すなわち、「所得倍増計画の 一環として、経済成長に伴わない隘路が発生しな いように各輸送機関の輸送力を増強する ととも に, 合理的交通体系を確立すること」を課題とし そのための交通近代化政策を樹立しようとした。 つまり, 当時の交通体系を後進的であるとし, 先 進国のそれに近ずけようとしたのである。その場 合の国内交通問題の認識は3点あった。第1は輸 送力不足が癌である,第2は能率的交通手段,と くに地下鉄, 道路交通, 航空が未発達である, 第 3は通勤・通学鉄道輸送力が不足しているばかり か,直通輸送も欠如しているという3点であっ た。そういう意味では、当時の総合交通体系は基 本的に輸送力増強政策であった。

それから10年を経過した、今回の答申でも、新全国総合開発計画、新経済社会発展計画に対応している点では、経済成長政策のための総合交通であることに変りはない。だが、前回のそれがバラ色であったのに、今回のそれは大きな困難を予期しているようである。たとえば、中間報告<45年12月>では、総合交通体系という「青い鳥」は現実に存在するもので、われわれが手中にいれること

も飼育することもできるものであるとして、その 捕獲と飼育を必要視するが、同時に「これを入手 することが必ずしも安易なものではなく、またこ れを養うに、かなり高い飼代を要することを飼い 主たる国民あるいは需要者は覚悟しなければなら ない」と、その困難性を指摘している。

このような相違は、高度経済成長政策のヒズミが 交通部門に顕著にあらわれはじめたからである。 30年代の交通と40年代の交通とでは、大きな現状 の相違がある。今回の答申は、総合交通体系形成 の意義、いいかえると現状認識をつぎのように述 べている。

「1960年代のわが国は世界に類を見ない高度成長を遂げ、豊かな経済社会発展への途を開いた。この高度な経済成長の過程の中で、交通部門が、たえず要請されてきた供給の量的拡大と質的改善とに対応するため、多くの努力を傾け、経済成長の有力な支柱の一つとしての役割を果たしてきたことは高く評価されよう。しかしながら、この交通部門は、この間における経済社会の著しい変化により、各種交通施設の不足とりわけ大都市交通問題、地方交通問題、交通事故・公害問題、公共交通機関の経営悪化の問題等を抱えるに至った。

一方,わが国の経済社会は、今後、一層の拡大を 続けるとともに、より高度なそれへ移行すること が予想される。これに伴い、交通需要は量的にさ らに飛躍的に増大するとともに、国土利用パター ンの変革などから、それは全国土に拡大するであ ろうし、また需要の質的変化についても従来にな い著しいものがあるであろう。

このような経済社会の客観的諸条件の顕著な変化のもとで、交通部門が、旧来の交通体系の連続的な延長でもって、個別体系ごとに、社会的要請に対処することは、量的にも質的にも不可能である。

こうした観点において,総合交通体系の形成は,

交通部門における現在の諸問題を解決し、かつ、 将来社会に適切に対応しうることを基本的目標と するものでなければならない。」

この段階では,総合交通体系論が,交通部門の成 長論に傾斜することができず,まさに効率的・能 率的な利用を目標とせざるをえないように変質し たことを物語っている。これが第1の特徴であ る。

第2の特徴は、総合交通体系が交通市場における 各交通機関の競争と利用者の自由な選択を通じて 形成されるという従来の主張を原則的に容認しな がらも、開発利益の還元、社会的費用の原因者負 担などの要因を考慮したことや、さらに「大都市 における交通サービスにあっては, 交通空間上の 制約から利用者の自由な選択に委ねることには限 界があるので、政策による需要の誘導・規制が必 要となろう」として、自由市場への政治的介入を 指摘している点である。だが、かかる指摘は申訳 程度であって,競争的・選択的市場機構と全費用 の利用者負担とを原則としている点では、基本的 に変ってはいない。つまり、市場機構と利用者負 担原則をどうするかという点を徹底的に追求し、 総合的交通体系形成論のなかに位置づけているの ではない。

以上のような特徴をもつ総合交通体系論は、都市交通問題に直面すると、たちまち無力となり、やはり、"青い鳥"にすぎないようになる。都市交通問題は個人交通をどうするかまで問われている。それはこれまでのモータリゼーションを一つの支柱とした経済成長政策の制約条件である。だからこそ、成長政策の延長線上に位置する、今回の答申でも明確にとりいれることができないのである。さらに、市民生活の足を如何にして確保するかも、公共輸送の位置ずけを不明確にするような自由選択論を展開する答申では、はっきりと解答を与えることはできない。都市交通部面には、

経済成長政策のヒズミが最も鋭くあら われ ている。その点に対する反省と一定の評価なしには, 答申もまた無力とならざるをえないであろう。

運輸政策懇談会都市交通部会の中間報告では,

「都市の諸機能を再編成し、人口及び産業の適正な配置を図って都市構造を改革していく」という展望にたって、「鉄道、バス、乗用車等の各種の交通機関の特性、大都市圏内各地域の特質、輸送需要の量、方向、目的を考慮して各輸送機関の役割及び分担、補完関係を定め、安全の確保及び公害の防除に最大限の留意をはらいつつ、総合的な都市交通体系を形成していかなければならない」としている。

このような観点からすると,大都市市街地の交通 体系はつぎのようになるという。

<イ>地下鉄を中心とする都市鉄道は都心部では 業務交通にも利用できるようにするし、周辺郊外 部へは積極的に延伸すべきである。

<ロ>バスは都市鉄道との有機的な関連をもたせる。都心部では高速鉄道の路線網を補完するし、特殊な路線では直通輸送を担当する。周辺部では高速鉄道駅からのフィーダー輸送と都心部への方向性をもった放射状輸送を分担する。郊外部ではフィーダー輸送を中心とするほか、鉄道駅間の環状輸送を分担する。

<ハ>路面電車は機能を果せなくなり撤去過程に ある。

<ニ>タクシーは都心部では業務交通,周辺郊外 部ではフィーダーサービスその他を分担する。

<ホ>自家用乗用車は個人性・機動性をもつ便利な輸送手段であるが、道路の有効利用の観点から都心部では必要度の高い輸送を優先するし、周辺郊外部ではパークアンドライド、キスアンドライド方式とする。

答申にいう各種交通機関の適正な輸送分野は土地 の利用効率を高めることと,大衆輸送優先の原則 を適用し、都市機能を阻害しないで、市民に対する交通サービスを確保することを想定しているようである。

しかし、これを達成する方法には多くの問題をかかえているし、また 議論の分れるところでもある。 "青い鳥"をとらえるというよりも、各種交通機関の機能を完全に発揮させるための諸制度という観点から、それらの点をより明確にしてみよう。

## 3-----独立採算制の観点から

機能を発揮するためには、機能の持ち主、つまり 主体が存続しうるか否かが、まず第1に重要であ る。現在の諸制度は収入と支出がペイする独立採 算制であるし、さらに利潤追求を目的とする私企 業である。私企業は利潤なしには存続しえないが 利潤は収入と支出との差額である。公企業は、利 潤原則に支配されないが、収支の均衡を強制され ている。公私いずれの企業形態であろうとも、収 支均衡は絶対的な必要条件とされている。

現実の都市交通事業は収支の均衡ではなく不均衡に悩まされている。公営交通がその典型であるが東京バス協会の資料によると、東京民営9社は42年の運賃値上げで43年度は14億円の黒字であったが、45年度には11億円の赤字となっている。公営交通は地下鉄事業を除いて財政再建計画を遂行中であるが、それでも赤字を解消する決め手に悩んでいる。運輸政策審議会が都市交通体系に重要な役割を負わせ、整備拡充の必要性を強調した、地下鉄事業は私企業原則で成立しないのみか、公企業原則でも維持することが困難である。地下鉄網の拡充は赤字の累増であるとみられている。独立採算ベースにのらない事業である。

公営交通は地方公営企業法の適用をうけている。

地方公営企業法は「料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と規定している<第21条第2項>。この規定は料金に含まれるべきものは、適正な原価のみならず健全経営に必要な経費とは何かということについては規定されていないが、通俗的にはある程度の利潤と解されるし、また、物価上昇期には、運賃値上げをしばしば実施しないでよいような措置とも解されている。後者の場合には短期的な収支均衡ではなく、長期的な収支均衡を意味することになる。

公営交通問題研究会の報告書では、路面交通の調整策として、①路上駐車禁止の徹底、②時間帯別・車種別・用途別の通行制限、③タクシーステーションの設置、④物的流通機能の外周部配置、⑤広域交通信号制御、⑥バス専用レーンの設置などを提案している。

これらの提案はいずれもバスの運行速度に関連している。バス経営の悪化が道路混雑による運行速度の低下に基因していることは,多くの人達によって指摘されている。したがって,運行速度を早めることができるならば,利用者の増加も期待できるし,運行経費を節減することができるばかりでなく,車両その他の利用効率を高めることができる。運行速度の低下が収入減・コスト増をもたらしているのであるから,道路混雑の解消策は公共輸送機関を生かす道である。いいかえると,それらは独立採算制を維持させるための条件である。

地下鉄の建設にしても、地方公営企業制度調査会 はつぎのようなトンネル道路論を答申した。

「地下鉄事業については, ……採算が可能となるような料金を設定することは事実上困難である。

これは地下鉄事業がその建設に厖大な費用を要す るためであるが、地下鉄事業の公共性にかんが み,建設費そのものをすべて企業に負担させるこ とに本来問題があると思われる。地下鉄事業は大 都市における都市改良事業にほかならないのであ るから,地下構築物については,道路等公共施設 に対する国庫負担制度を勘案のうえ国が建設費に ついて負担する制度を確立する必要がある。」 かかるトンネル道路論の論拠は二つある。第1は 路面電車の撤去とも関連している。撤去によって 自動車は道路拡幅の便益をうけるが、路面電車を 利用していた人々は運賃が引上げられたり、歩く 距離が増大するなど多くの不利益をうける。スピ ードが早くなり時間距離が短縮されるという便益 を享受できるものもいるが, それはすべての路面 電車利用者ではない。したがって、道路利用者の 便益増と路面電車利用者の不利益とを相殺する, つまり、社会的な"負担公平"の原則を採用すべ きである。たとえ、路面電車の撤去に無関係な地 下鉄建設であっても、道路交通から地下鉄へ移行 すれば, それだけ, 道路混雑が緩和され, 道路利 用者は混雑費用を軽減される。これが第1の論拠 である。

第2はコスト軽減である。地下鉄はトンネル工事に莫大な資金を必要とし、その利子負担に悩んでいる。もし、トンネル工事が国家の力によって建設されれば、利子負担を免れるばかりか、減価償却によって投下資金を回収する必要がないので、重要なコスト要素である減価償却費を計上する必要がなくなる。コスト軽減効果はきわめて大きい。

しかし、かかるトンネル道路論はまだ公認されていない。地下鉄事業の補助制度は昭和37年度以降しだいに拡充されてきたが、経営費補助を原則としてきたことに変りはない。経営費補助方式の論拠は、地下鉄も長期的には採算がとれるが、開業

当初は資本費負担が大きく、輸送人員も多くを期待できないので利用者負担の原則は堅持するが、開業後一定期間の欠損をうめ償却前赤字にならないようにするために、一時的な補助が必要であるという見解である。地下鉄に対する考え方が、公共施設としてではなく、あくまでも利用者負担原則のもとで独立採算に固執している点に特徴がある。独立採算制を現代的課題に相応するように改変することが迫られているときに、それに固執することは、地下鉄整備の必要性を主観的には肯定しながら、客観的には否定的ないし消極的態度をとっているといえよう。

都市における通勤・通学をはじめ、あらゆる交通は現代社会では必要不可欠である。都市はそれに必要な施設を整備すべきである。マイカーにとっては道路が、大量輸送には高速鉄道が必要である。しかし、道路建設の余地はしだいにすくなくなり、建設費も高くなりつつある。公営交通問題研究会の報告によると、昭和60年の東京都区部の人口を950万人と推計し、自家用乗用車の個人保有分を4.6人に1台<国民生活審議会答申>、法人等保有分を区部就業人口に比例させるなどして必要道路面積を試算すると約14,000ha乃至18,000ha

マイカーにとって道路が公共施設であると同様に、交通施設には公共施設とそうでない部分とを明確に区分すべきである。都市は人口の規模に応じた公共施設をもつべきである。公共施設は多くの市民によって、長期にわたって利用される共有の財産である。しかも、それらは自然の改造である。自然の改造を独立採算の束縛から解放することは、一企業体の改造責任を免除することになる。そうすれば、国家の力によって、改造は急速に進められる。一企業体よりも国家の力は大きいからである。

このように、コストを如何にして引下げることが可能かという観点から、都市交通政策が検討されなくてはならない。いたずらに、人件費の高低、企業内合理化にのみ、コスト引下げの要因を求めることでは問題は解決できない。そういう観点に立つと、現在のようなインフレ政策こそコスト・アップの最大の元兇といえる。政府は公共料金抑止策を人件費にすりかえることなく、インフレ政策にとりくむべきであるし、また、公共施設として充実すべきである。

# 4 収入増の観点から

独立採算制度をコスト面から考察し、都市交通問 題解決政策を述べてきたが、独立採算制度を収入 面から考察し、それと都市交通との関連を明らか にしよう。

収入を増加する方法として、これまで運賃値上げ だけが唯一のものとして実施されてきた。にもか かわらず、都市交通はあまり改善されたとはいえ ない。インフレ的物価上昇期には、交通サービス の価格としての運賃も上昇傾向を辿るとはいえ、 公共料金抑制策がとられ、不十分な値上げに終っ たとはよく聞かされる議論である。戦前の公共輸 送機関の乗車効率は現在よりも悪かった。たとえ ばバス < 東京都営 > の1車1キロ当り乗客数は、 昭和初期には2人~2.5人程度であった。昭和45 年には4.7人であり、約2倍になっている。にも かかわらず経営危機が問題になっている。バスだ けでなく, 高速鉄道も同じである。 すこしオーバ - に表現すれば、満員政策である。だからすこし でも乗客が楽な感じをもつと, それは赤字路線と なる。満員バスが正常な交通サービスとなってい るといっても過言ではあるまい。これを一挙に解 決することは困難であるとしても, ラッシュ緩和 政策は市民に対する大きなサービスである。したがって、値上げとサービスの改善とをどう調和するかが問われることになる。それは意思決定者の政治的判断なども関係する。

ともあれ,値上げによる増収策は根本問題を回避していることに変りはない。増収策の基本は市民サービスを充実し,利用し易い,また市民の交通需要に即応したものでなくてはならない。だからといって,マイカーのような個人的需要に応えるようにバスや電車を運行することはできない。公共輸送機関は一定量の乗客数を必要とする。個々の需要に応じるのではなく,集団としての乗客群の最大公約数的需要に応ずることになる。

この場合の一定量の乗客数あるいは最大公約数的 需要を、どのようにして 把握 するかということ は、計数的にさし示すことはできない。一般的に 独立採算のもとでは、企業がなりたつ程度という ことである。それは乗客数×運賃であるから、こ の両者をどのように組み合わせるかでもある。タ クシーの運賃が高く、高速鉄道の運賃が安いの も、その組み合わせである。

総合交通体系の形成は、各輸送機関ごとにそれ相応の乗客数を前提にしていると思われる。市民の要求に即応してというのは、個々の市民の要求ではなく、やはり集団としての市民の共通の要求である。でなければ、個人交通が最もすぐれていることになるからである。

総合的交通体系は個人交通を認めるが、それを都 市交通の基礎とするのではなく、公共輸送優先原 則を基礎としなければならない。とすれば、高速 鉄道を基幹とすることは、それだけの乗客量を高 速鉄道が確保できる体系でなければならない。そ うすることが、個々の交通企業にとってではなく 国民経済的にすぐれた体系であると考えられるか らである。

国民経済的にすぐれた体系とは, 社会的な総労働

支出を節約し、資金を節約することができるという意味である。個々人が自動車を購入し、それに必要な道路を建設し、駐車場を設置するよりは、 大量交通手段を利用する方が、あらゆる点で社会的な節約となるからである。この点はさらに吟味しなければならないが、恐らく間違いではないように思われる。

ともあれ、総合的交通体系は乗客数の問題をとり いれている。意識しているか否かは別問題である が、独立採算制下の総合交通体系論であるからに は、この問題を除外することはできない。

さらに、土地利用計画あるいは都市計画との関連をとりあげても、やはり一定量の乗客数を前提としている。住宅団地の大小によって、バスか鉄道かが選択される。マイホームにはマイカーということにもなる。

運輸政策懇談会都市交通部会の中間報告「宅地開発と都市鉄道整備の方策について」〈昭和45年6月〉は、つぎのような意味のことを述べている。

「首都圏人口は昭和60年には1,000万人増加する。 それには大量の宅地開発が必要であるが、従来の 既存線に沿った宅地開発方式以外に、都市機能を もった大規模なニュータウンを40~50キロ圏の未 開発地に建設しなければならない。このニュータ ウンから都心への通勤輸送は自動車のみでは困難 で都市鉄道が必要である。だが、鉄道の採算制を 考えると、輸送需要を確保しなければならず、そ のためには、一定規模の人口が計画的に定着しう るような宅地開発システムとタイアップする必要 がある。」

収入を確保することは、独立採算制のもとでは不 可避である。独立採算制の内容を改変しても、必 要な収入の大きさが異なるだけで、一定の収入を 必要とすることに変りはない。したがって、公共 輸送機関の存立しうる条件として、一定の乗客数 と運賃とはつきものである。両者を欠如したとき は、公共輸送機関ではなくなる。公共輸送機関は 国家あるいは地方財政によって維持されることに なるが、乗客のいない輸送機関は社会的に不必要 なものということになる。その意味では、やはり 社会的な必要性を測定する指標として乗客数をと らざるをえない。

したがって、いかにして乗客数を確保するか、いいかえると、市民のための交通サービスを提供するかが、一つの大きな政策目標となる。公共輸送 優先、大住宅団地の計画的造成などはそれである。

さらに、各交通企業間の競争を排除する政策も重要である。競争は乗客の奪い合いである。現在の日本では、競争原理を基礎として経済活動が営まれている。総合的交通体系が企業の側における自立採算と公正競争、利用者の側における選択の自由と利用者負担の原則をつらぬくことによって、自然的に形成されると考えられているのも、競争こそが経済活動の合理性を確保し、消費者を保護する原則であるとされているからである。

しかし、競争原理は他方では弊害をともなう。二重投資である。とくに、鉄道のように大規模投資を必要とする場合にはなおさらである。それだから、営業路線の新設が免許制度となっている。しかし、道路投資やバス路線にいたっては、必らずしも免許制度が十分に生かされているとは思えない。道路と鉄道との競争、あるいは、バス路線の重複など、いたるところに問題が山積している。それを解決するためには、競争原理をやめ、計画性原理を導入しなければならない。まして、土地開発と結合した先行投資が想定される場合にはなおさらである。計画性原理は道路交通をも含めて、市民の安全と便利性とにもとづいて適用されることはいうまでもあるまい。

陸上交通事業調整法が成立する頃から、都市交通 の経営主体を一元化すべきであるという議論が展 開された。それ以来, 一元化については, 時期尚 早論,調整可能論,公正競争論などが対立してき た。これらの議論には,交通資本の利害関係も加 わるので、なかなか前進しなかった。都市交通問 題はそのような議論とは無関係にしだいに深刻化 した。都市交通問題との関連で一元化を支持する 論拠は二つある。

第1は計画化することができるという点である。 現体制のもつ基本的性格である無 政 府 性 を除去 し、都市計画の一環に交通計画をくみいれる必要 があるからである。すなわち, 「都市交通の組織 は、都市圏全体にわたって発達したネットワーク を必要とする。全体として都市圏の交通流動にみ あった交通手段の配置が必要である。一つの有機 体として都市が生命活動を続けるために必要とな るこのような路線網は、全体と部分のバランスの とれた相互連絡を必要とするために、部分的に不 採算な路線があっても,これを維持することが必 要である。それは環状あるいは放射状の大量交通 機関とこれと接続する路面公衆輸送機関の両々あ いまったネットワークとして考えられる。このよ うなネットワークが一つの公共的機関によって経 営されることが合理的である。」<清水・広岡・ 中西編「危機に立つ都市交通」144頁>

第2の論拠は黒字路線や赤字路線を統一すること ができるし、危険の分散も可能であるから、財政 的に危機が緩和されるばかりでなく、さらに新線 投資の資金源をも獲得することができるというの である。いわば、経営体強化論である。

たとえば,ウイリアム・ロブソンは「東京都政に 関する第2次報告書」のなかで、首都交通事業一 元化の必要性について、要約すると、つぎのよう に述べている。

「東京では経営主体が細分化されているが、細分 化は全く不合理であり、調整を欠く原因をなして おり、また、多くのマイナス面をもっている。バ ス路線は鉄道施策ならびに地下鉄と関連づけられ るべき性質のものであるし、また、収益性の高い 鉄道路線やバス路線が、全く異種の業務に手を出 している民間会社の手に委ねられていながら,一 方,路線網のうち採算のあわない部分が東京の首 に石うすのような 重荷 として ぶらさげられてい る。東京の公共輸送事業体の統合の遅滞は、百害 こそあれ―利もない。―元化はすでに世界の大部 分の都市で実証ずみである。公営、私営を問わず バス事業も,そして,東京をサービス圏とする近 距離私鉄も、一元化した管理のもとにおかれなけ ればならない。大都市圏ないしは首都圏といった ような特定の地域内の乗客輸送から得られた料金 収入をプールし、これを取り決められた方式にし たがって配分できるような措置が講じられたあか つきには,国鉄や私鉄幹線も,この統合された首 都交通事業体の制度の中に入れるべきである。山 手環状線から国鉄が得ている莫大な収益が、日本 国内の遠隔地の不採算路線の整備に充てられてい ることは全く誤りである。」

ロブソンの指摘は、経営主体が細分化しているた めに、都市交通事業での蓄積が都民に還元され ず, 国鉄はローカル不採算線に, 私鉄は兼業部門 に投下するというのである。統合するか、あるい は,一元的に管理されれば,蓄積は都市交通事業 に還元される。かくて、拡充整備のための資金を 獲得することができるというのである。

一元化論は都市交通体系の形成と維持拡充という 二つの論拠をもっている。その意味では,最近の 一元化論は交通資本の救済策としての性格を失な っている。それは積極的な都市交通拡充政策の追 求であり、自主的な方向の探求である。何でも政 府の財政援助という方式ではない。しかも,交通 資本の私的蓄積を否定し,市民への還元を主張す る。民営鉄道や民営バスは私的資本としての存在 を否定されることになる。なぜなら,都市交通事 業で獲得した全利潤を地域住民に還元すること, ならびに,各個別企業体の自由な活動を否定し, 計画性の導入を主張しているからである。

一元化論が前進しない最大の原因の一つはこのような私的資本の否定にある。総合的交通体系の形成は一元化なしに可能であるという議論も生れる。その論拠は第1に運輸省の免許行政によって各資本間の利害を調整し市民の足を確保するための交通体系ができるという点であり、第2は各企業が都市交通対策に積極的にとりくんでいるし、またそれだけの熱意をもっているという点である。

しかし、利害を調整する権限をもっている中央官庁が、利害関係のなかにまきこまれたり、また、バラバラ行政のなかで自己主張をくりかえし、権限問題に固執しているようでは、多くを期待することはできないであろう。まして一元化論のもつ自主的拡充論と異なり、財政資金に依存せざるをえないような調整論では、資金的なワクと、資金獲得をめぐる争いとで、多くの年月を必要とするばかりでなく、情勢変化に対応できなくなるのではないだろうか。

### 

ě

)

Ţ

딀

攵

都市交通をめぐる将来構想を,総合的交通交系の 形成問題として,独立採算制,収入確保,一元化 などとの関連でとりあげてみた。もちろん,これ らは決して別個の問題ではないし,相互に関連し あっている。それを,機能と主体とに統一し,そ の観点から究明しようとした。 そうすることによって都市交通の再編と展望について、如何なる手段がありうるかを明らかにすることが可能であると思ったからである。だが、そこには多くの困難性がある。これまでの都市交通が多くの人々によって論ぜられながら、依然として、 抜本的に改変されたとは思えないからである。ここでは、最近発表された政府の諸答申を中心としたが、そこではつねに新らしい問題に直面しながら、それへの対応策が求められているにすぎない。いま求められていることは、原則の確立ではあるまいか。

まず第1の原則は個人交通と公共交通との位置ずけである。自動車のもたらす限りない諸問題を,人間社会の武器に転化することであり,公共輸送優先の原則を確認し,そのもとでの個人交通であることを確認することである。

第2は都市交通を都市における公共施設とすることである。そういう視点から、独立採算制を強化するのではなく、むしろコスト引下げ要因を探求することである。

第3はシビル・ミニマムである。公共性の概念規定の論議はここでは避けてきたが、公共性の具体的内容としてシビル・ミニマムの原則を確立するにふさわしい時代であるように思われる。市民生活にとって交通は不可欠である。もはや都市生活と交通とは不可分である。シビル・ミニマムの原則を貫徹しながら、交通企業が財政危機を回避する途が、現在の最大の課題である。

以上のような諸原則を確認し、そのうえで機能と その機能者の継持とを、総合交通体系論に導入す ることが、これからの都市交通発展の基礎であろ う。

<武蔵大学教授>